

**メロン世界新興国ソブリン・ファンド(愛称: 育ち盛り)
～S&P社によるトルコの格上げについて～**

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

2月19日、格付け会社スタンダード・アンド・プアーズ社(以下、S&P社)がトルコの格付けを1段階引き上げ、外貨建て長期債格付けを「BB」、自国通貨建て長期債の格付けを「BB+」としました。今回のトルコの格上げにつきまして以下の通りご報告させていただきます。

【トルコの格上げについて】

格付け会社S&P社は2月19日、トルコの外貨建て長期債格付けを「BB」に、自国通貨建て長期債格付けを「BB+」へ、各々一段階引き上げました。また見通しについても「ポジティブ」としております。S&P社は今回の引き上げの理由について、トルコがこれまで債務を削減してきた結果、柔軟に経済政策を行えるようになったことや、同国の金融システムが他の東欧諸国などに比べて健全に機能していることなどを挙げています。

この報道を受けて2月19日の外国為替市場では、トルコ・リラは対円で堅調に推移しております。(2月19日 トルコ・リラ/円=60.142、前日比+0.53%)

<主要格付け会社によるトルコの格付け(2010年2月19日時点)>

	S&P	Moody's	Fitch
外貨建て長期債	BB	Ba2	BB+
自国通貨建て長期債	BB+	Ba2	BB+

(出所)ブルムバーグ

【今後の運用方針について】

トルコは2009年の深刻な景気後退局面において、国際通貨基金(IMF)などからの融資に依存することなく危機を乗り越えており、同国の債務返済能力が強化されていることが再確認されました。

今回の格上げはスタンディッシュ社の想定通りであり、同国の債券、通貨にとってプラスの材料になると考えております。

通貨(トルコ・リラ)に関しては、金利水準が魅力的であることから、引き続きベンチマーク比高めの組入れを行って参ります。

トルコ債券に関しては、インフレ期待が収束に向かいつつあることや名目金利が魅力的な水準にあることから、ベンチマーク比高めの組入れを継続して参ります。

スタンディッシュ社では、引き続き各国の経済情勢や市場動向を注視しながら運用を行って参ります。

(ご参考)2010年1月末時点におけるマザーファンドの組入れ比率 トルコ債券:20.5% トルコ・リラ:11.4%
(2010年1月末時点におけるベンチマーク*のトルコ組入比率:債券・通貨とも各10.0%)

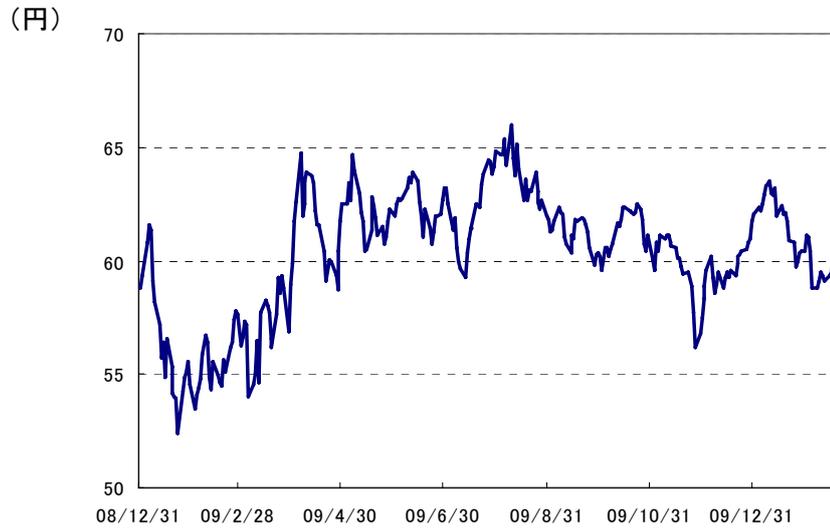
*ベンチマークはJP モルガン GBI-EM Diversified 指数(ヘッジなし、円ベース)です。

以上

●当資料は、ファンドの運用状況に関する情報提供を目的にBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社が作成したものです。
●当資料に記載の運用実績に関するグラフ、図表、数値その他いかなる内容も過去のものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。●ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

【ご参考】

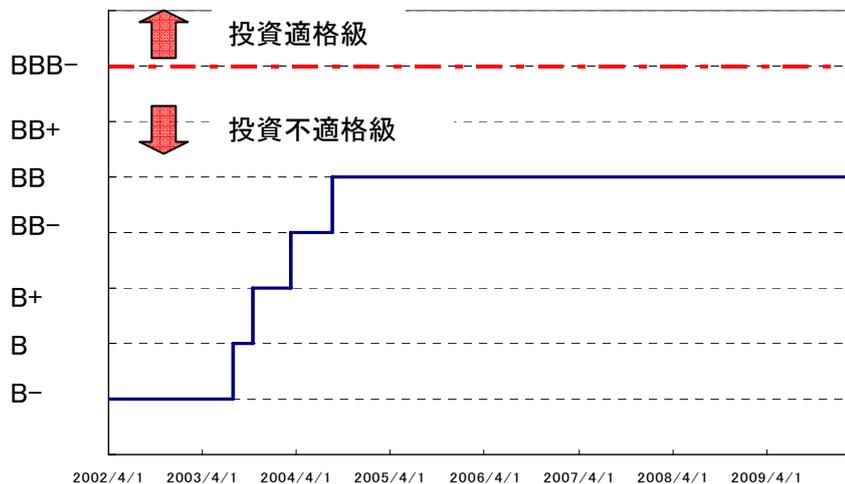
通貨トルコ・リラの推移(対円)
(2008年12月31日～2010年2月19日)



出所:ブルムバーグ

トルコ自国通貨建て長期債格付けの推移(S&P社)
(2002年4月1日～2010年2月19日)

(格付け)



出所:ブルムバーグ

- 当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の債券への投資を行いますので、組入れた有価証券等の値動き(外貨建資産には為替変動もあります。)により当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。

- 当ファンドの基準価額変動要因としては、主に「価額変動リスク」、「新興国への投資に伴うリスク」や「為替変動リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

<お客様にご負担いただく費用>

お客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 直接ご負担いただく費用

○お申込手数料:

3.675%(税抜 3.5%)を上限として、販売会社が定める申込手数料率を買付申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額となります。

○ご換金手数料:ありません。

○信託財産留保額:ありません。

- 間接的にご負担いただく費用

○信託報酬

当ファンドの純資産総額に年 1.7325%(税抜 1.65%)の率を乗じて得た額とします。

○その他の費用

上記のほか、監査費用および信託事務諸費用、当ファンドの組入れ有価証券等の売買に係る売買委託手数料等が、信託財産より支払われますが、これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※上記費用の総額につきましては、投資家の皆様の保有される期間等により異なりますので、表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第 406 号

[加入協会]社団法人 投資信託協会、社団法人 日本証券投資顧問業協会